

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」
2. 案の公表の日 平成 27 年 9 月 1 日
3. 意見提出期間 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 1 日まで
(30 日間)
4. 意見提出実績
総数 3 件（個人のみ）、延べ 27 項目
・電子掲示板 1 件、メール 2 件
5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方
別紙 1 のとおり
6. 方針案及び計画案の修正について
別紙 2 のとおり
7. その他
本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。
8. 問い合わせ先
国保年金課高齢者医療係
電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方
表紙		
	表紙の評価書番号の記載がない。また特記事項については、長文の評価書をすべて読めとするのは、読み手たる一般人にとっては難しい場合も多いため、評価書の要約として、区として一番問題になる点とその対策、又は力を入れている点を記載すべきである。	評価書番号につきましては、これまで評価書の内容を実施機関として確定する第三者点検後に追記してまいりましたが、計画としての番号はすでに採番済みですので、記載を行います。また、ご意見を踏まえ、特記事項には、区として後期高齢者医療事務で特定個人情報を取り扱うことについて、新たな課題となる情報連携の取り組みに関する考え方を記載します。
I 基本情報		
② 事務の内容	②の事務の内容について、誰が何を実施するのか、また、内容について階層化を行う等、読み手に伝わりやすい記載とすべき。	ご意見を踏まえ、記載について階層化を行う等、より分かりやすい記載とするよう見直しを行います。
II 特定個人情報ファイルの概要		
(1)2③ その必要性	II (1)後期高齢者医療ファイル③“対象となる本人の範囲”に「同一世帯員の情報」があるが、その必要性について説明して欲しい。	ご意見を踏まえ、評価書の「II (1) 後期高齢者医療ファイル③その必要性」の記載に同一世帯員の情報の必要性について追記します。
(1)2④ その妥当性	なぜ後期高齢者事務で当該内容の記録を行うのか、項目ごとの説明を行うべき。また、その妥当性について、分かりやすく記載して欲しい。	ご意見を踏まえ、「II (1) 2④主な記録項目」において○をした項目単位で、内容及び妥当性について説明を加える等の修正を行います。
(1)3④ 入手に係る妥当性	入手に係る妥当性については、入手元、入手方法、時期・頻度を決定する際は、個人情報の正確性を確保するという観点や、本人などの入手元への負担の程度、事務の性質などを考慮すると思われるので、そのような説明をおこなってはどうか。	ご意見を踏まえ、「II (1) 3④入手に係る妥当性」において入手の時期、頻度の妥当性等について、より詳しい内容を追記する修正を行います。
(1)4② 対象となる本人の範囲	「2. ③本人の範囲」と同じ、の誤りではないか。また、「…と同じで誰誰」という記載の方が、読み手に対して分かりやすいと思う。	記載誤りがあったため、下記のとおり修正します。 修正前：「2. ②対象となる本人の数」と同じ。 修正後：「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
(1)4② その妥当性	特定個人情報の取扱いの委託の妥当性については、委託を行うことの妥当性ではなく、委託先に特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を記載すべきである。	ご意見を踏まえ、評価書の記載を委託先に特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を明記する内容に修正します。また、併せてII (2) 住民登録外者等記録ファイルの同項目についても修正を行います。
(1)5① 法令上の根拠	特定個人情報の移転については、庁内連携条例が根拠であり、庁内連携条例がまだ制定されていない場合は、番号法9条2項・庁内連携条例(○年○月制定予定)(番号法9条1項・別表第一第10項相当)などと記載すべき。	ご意見を踏まえ、II (1) 5①法令上の根拠の記載について修正を行います。

項目	意見の概要	区のお考え方
(1)5② 移転先における用途	「主務省令で定めるもの」という記載については、一般人から見てどのように用いられるかが理解しにくい ため、具体的な用途を記載すべき。	ご意見を踏まえ、「Ⅱ（１）５②移転先における用途」について、「主務省令で定めるもの」という記載から、移転先の用途の具体的な内容に修正を行います。
(1)5③ 移転する情報	移転先に移転を行う情報については、「医療関係情報」といった記載ではなく、一般人から見てどのような情報が移転するのかが分かる程度の具体性をもって記載すべき。	ご意見を踏まえ、「Ⅱ（１）５③移転する情報」をより分かりやすい記載内容に修正を行います。
(1)5⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	移転先１には移転する情報の対象となる本人の範囲として「上記措置の対象」と記載されているが、「上記措置」とは「②移転先における用途」に書かれている者を指しているのか。	ご指摘のとおり「上記措置の対象」とは「②移転先における用途」の範囲を示しておりますが、ご意見を踏まえ、「Ⅱ（１）５⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 移転先１」の記載内容をより分かりやすい表現に修正を行います。
(1)6① 保管場所	安全な場所で保管されることが具体的に記載されていて、分かりやすい。なお、記載文書の「契約書の事項」は「契約書」か「契約書の条項」のことか。	「契約書の事項」につきましては、「契約書の条項」がより妥当な表現であるため、記載内容の修正を行います。
(2)2③ 対象となる本人の範囲	(1) ファイル（後期高齢者医療ファイル）と (2) ファイル（住民登録外者等記録ファイル） の対象となる範囲を同一としているが、違うのではないか。	記載誤りがあったため、「（１）後期高齢者医療ファイルの範囲の内、住民基本台帳に登録のない者」の記載内容の修正を行います。
(2)2④ その妥当性	記録される項目については○の単位でその妥当性を記載（説明）すべき。	ご意見を踏まえ、「Ⅱ（１）２④主な記録項目」で○をした項目単位で、内容及び妥当性について説明を加える等の修正を行います。
(2)3⑧ 使用方法	使用方法については「誰が・何を」の観点を具体的に記載すべき。また「住民登録外」の説明が必要である。	ご意見を踏まえ、「Ⅱ（２）３⑧使用方法」についてより具体的な記載内容に修正を行います。
(2)3⑧ 情報の統計分析	特定個人情報を用いて行う「保険料収納状況の分析等のための各種統計処理」とはどのような処理か。	ご意見を踏まえ、各種統計処理の目的について、「Ⅱ（２）３⑧情報の統計分析」により具体的な記載に見直す修正を行います。
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
(1)(2)2 リスク2	他の実施機関の評価書においては「リスク４入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」に対する対策を「リスク２不適切な方法で入手が行われるリスク」に記載してしまっていることが多いが、方法の相当性担保のための対策の記載があり、素晴らしい。	—

項目	意見の概要	区のお考え方
(1)(2)2 リスク3 個人番号の真生性確認の措置の内容・特定個人情報の正確性確保の措置の内容	個人番号の真生性確認措置と、情報の正確性確保措置の中に「入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行う」とありますが、保持している特定個人情報はどのようなものでいつ突合するのかを記載すべきである。	ご意見を踏まえ、「Ⅲ（１）（２）リスク３個人情報の真生性確認の措置の内容・特定個人情報の正確性確保の措置の内容」についてどのような突合を行うか、より具体的な記載内容に修正を行います。
(1)(2)2 リスク4	Ⅲ（１）（２）２リスク４「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」の記載内容は、具体的で分かりやすい。	—
(1)(2)3 リスク1 宛名システム等における措置の内容・事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	「事務で利用するその他のシステムにおける措置の内容」については「宛名システム等における措置」に記載すべき内容ではないか。また、当該リスク対策では、無関係な情報と紐づけられないような措置を行う内容について記載すべきである。	宛名システムについては広域連合での評価となることを明記します。なおファイアウォールによる接続制御は宛名システムのみでなく、業務システム等についても実施しているものです。また、ご意見を踏まえ、無関係な情報との紐づけが行われていない制御について追記する修正を行います。
(1)(2)5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール・ルール内容及びルール遵守の確認方法	「区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び条例により、その範囲を厳格に順守し、移転・提供を行うこととしている」とあるが、どうやってルールの遵守をさせるのかの具体的方法を記載すべきである。また目的外利用申請に関する記載があるが、特定個人情報については、目的内利用となるため、データの使用目的外（評価対象事務外）の使用かつ移転について記載しているのではないか。	ご意見を踏まえルールの確認方法について追記する修正を行います。なお移転に関する目的外利用（データの使用目的外（評価対象事務外））については、個人情報保護条例及び当該条例に基づく手続きを示したのですが、特定個人情報の提供・移転に関するルールではないため、記載内容を削除します。
(1)(2)7 リスク2 リスクに対する措置の内容	古い情報と化すのをどのようにして防止しているかについて具体的に記載すべき。	ご意見を踏まえ、「Ⅲ（１）（２）７リスク２特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」に古い情報と化すことについて防止している策を追記する修正を行います。
7 リスク3 消去方法 手順の内容	住民登録外者等記録ファイルの個人情報について消去しないのであれば、悪用リスクはどのようにして防止するか明記すべき。保管年限を経過したものを廃棄するとあるが、保管年限を経過したかどうかの確認をどのように行っているか記載すべき。	ご意見を踏まえ、「Ⅲ（１）（２）７リスク３消去方法の手順の内容」について、情報の悪用のリスクへの対応方法を追記及び保存年限を経過した情報に対する確認についてもより明確な記載を行います。

項目	意見の概要	区の考え方
V 開示請求、問合せ		
1② 請求方法	請求者にとって請求方法等をより分かりやすく伝えるため、指定の様式等が公開されているのであれば、URL等を追記すべきである。また、書面受付は、郵送と持参両方可との理解で良いか。	指定の様式等については杉並区の公式ホームページ「申請書配信サービス」に掲載しておりますので、ご意見を踏まえ、V1②請求方法にURLを追記します。また、受付は窓口のみで行うことについて追記します。
1② 特記事項	「特定個人情報の開示・訂正・利用停止要求について任意の様式においても記載事項を網羅していれば開示・訂正・利用停止請求を受け付ける」については良い取り組みである。	—
その他(制度・手続きに対するご意見)		
	マイナンバー制度自体は、行政の効率化や税金等の不正対策上非常に重要と考えるが、年金機構の情報流出事件に代表されるように、その管理体制、特にセキュリティ対策については、非常に大きな不安を感じている。厳密なリスク管理に基づくセキュリティ・危機管理対策を担保するためにも、セキュリティ対策をどのように行っているかの透明性を保つための情報の公開を区は行うべきである。	<p>特定個人情報保護評価書の形式については、マイナンバー法第26条に定められる指針である「特定個人情報保護評価指針」の「第5特定個人情報保護評価の実施手続3特定個人情報保護評価書」に定められる様式により作成することとされており、記載内容については、「特定個人情報保護評価指針」の他、特定個人情報保護委員会の示した「特定個人情報保護評価指針の解説」、内閣官房「社会保障・税番号制度」のホームページ(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html)にある「全項目評価書 記載要領案」等を参照し、記載しているところです。</p> <p>今後につきましても、特定個人情報保護委員会等から示される指針やガイドライン等によりながら、継続した取り組みを行ってまいります。</p> <p>なお、リスク分析に基づくセキュリティ対策の実効性の確保につきましては、「IV その他のリスク対策 1、監査」に記載のとおり、自己点検、内部監査及び外部監査により担保していきます。</p>
	マイナンバー制度に反対の立場ですが、膨大な年金情報流出があった今、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価案を行うのではなく、まずは、流出問題の解明、そして制度の実施の延期について自治体からも、国へ働きかけて欲しい。	<p>マイナンバー制度は法律に定められた制度であることから、区におきましても法令等に基づき制度を実施してまいります。</p> <p>また、制度の準備につきましても、法令の定める時期に円滑かつ適正に制度を開始するため、今後とも国や都と連携しながら着実に進めてまいります。</p>

後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
1P 表紙	評価書番号 (記載なし)	評価書番号 <u>9</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ追記。
1P 表紙	特記事項 (記載なし)	<p>特記事項</p> <p><u>杉並区は他自治体に先駆け個人情報保護条例を制定するなど、これまでも特に個人情報保護には注力してきたところである。</u></p> <p><u>今後、社会保障・税番号制度の開始により、情報提供ネットワークを利用した他自治体や行政機関等との新たな情報のやり取りを行うこととなる。社会保障・税番号制度及び、そこで活用される情報提供ネットワークは制度面、システム面で必要なセキュリティ対策が措置されるところであるが、区では後期高齢者医療に関する特定個人情報の取扱いについて事前に法令その他の規定に基づき、セキュリティに関する手続きその他を点検し、その結果について特定個人情報保護評価書を作成する。</u></p> <p><u>なお、区の後期高齢者医療では、東京都後期高齢者医療広域連合が事務の一部を実施し、情報提供ネットワークへ情</u></p>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ追記。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
		<u>報提供については東京都後期高齢者医療広域連合が特定個人情報保護評価を行うこととする。</u>	
3~4P 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容 (記載なし)	②事務の内容 <u>(1)被保険者資格管理に関する事務</u> <u>(2)療養費等の給付に関する事務</u> <u>(3)保険料に関する事務</u> なお、 <u>広域連合で行う事務については、別途広域連合で評価を行う。</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ追記。
8P 関係システム概念図【前提】	⑧の矢印の向き 汎用機から標準システムのサーバに向く。	⑧の矢印の向き <u>汎用機から標準システムの端末に向く。</u>	・記載に誤りがあるため修正
34P 2. 基本情報	③対象となる本人の範囲・その必要性 (記載なし)	③対象となる本人の範囲・その必要性 <u>限度額適用・標準負担額減額認定証交付及び高額療養費支給の際に必要な負担区分については、同一世帯員の所得情報の把握が必要なため。</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ追記。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
34P 2. 基本情報	<p>④記録される項目・その妥当性</p> <p>○識別情報 対象者を特定し、正しい資格管理・徴収を行うために記録。</p> <p>○連絡先等情報 対象者の世帯情報及び保険料額通知書等の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については問い合わせや、納付の催促をする際に利用。</p> <p>○業務関係情報</p> <p>・地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報</p> <p>保険料額を計算し適正な徴収を行い、被保険者に公平な負担を課すために記録。また、保険料徴収を年金特徴するかどうかの判断を行うために記録。</p> <p>・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報</p> <p>正しい資格管理を行うために記録。また、各申請に迅速に対応するために記録。</p>	<p>④記録される項目・その妥当性</p> <p>・<u>個人番号:対象者を正確に特定するために記録。</u></p> <p>・<u>その他識別情報(内部番号): (個人コード・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録。(被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録。</u></p> <p>・<u>4情報、連絡先、その他住民票関係情報:被保険者について、通知及び照会を行うために記録。</u></p> <p>・<u>地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録。</u></p> <p>・<u>医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録。</u></p> <p>・<u>障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録。</u></p> <p>・<u>生活保護・社会福祉関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録。</u></p> <p>・<u>介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録。</u></p> <p>・<u>年金関係情報:保険料徴収を年金からの特別徴収をするかどうかの判断を行うために記録。</u></p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
35P・47P 3. 特定個人情報の 入手・使用	①入手元 評価実施機関内の他部署 ・広域連合 行政機関・独立行政法人等 ・(記載なし) ②入手方法 ・専用線欄に記載なし。 ・その他欄に「○」 専用線に接続された「標準端 末」(区所管外)	①入手元 評価実施機関内の他部署 ・削除 行政機関・独立行政法人等 ・ <u>広域連合</u> ②入手方法 ・専用線欄に「○」。 ・削除	・後期高齢者医療に関する事務の 全項目評価書(案)の作成後に、 広域連合から特定個人情報評価 書の作成における区市町村用テン プレートが提供された。 作成済の評価書において、区とし て区市町村用テンプレートの内容 を反映する必要があると認められ る部分について修正を行った。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
<p>35～36P</p> <p>3. 特定個人情報の 入手・使用</p>	<p>④入手に係る妥当性</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、後期高齢者医療の資格取得・喪失等に伴う各事務のため、申請書等により本人から特定個人情報を入手する。</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>④入手に係る妥当性</p> <p>・高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、後期高齢者医療の資格取得・喪失等に伴う各事務のため、申請書等により本人及び広域連合から特定個人情報を入手する。</p> <p><広域連合からの入手></p> <p>※広域連合提示のテンプレートに記載される内容を追記。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p> <p><広域連合以外からの入手></p> <p><u>入手の時期・頻度の妥当性</u></p> <p>・<u>資格管理業務</u></p> <p>・<u>被保険者資格に関する届出:被保険者証を速やかに交付する必要があるため届出のある都度。</u></p> <p>・<u>住民基本台帳情報:住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日次。</u></p> <p>・<u>住民登録外者情報:被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者資格に反映する必要があるため日次。</u></p> <p>・<u>賦課・収納業務</u></p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p> <p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。</p> <p>作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について追記を行った。</p> <p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ追記。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
		<p><u>・所得・課税情報:個人住民税の異動に関する賦課は月次、当該年度の賦課は年次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月次、年次。</u></p> <p><u>・期割情報:被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者について、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため日次。</u></p> <p><u>・収納状況:保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため日次。</u></p> <p><u>・滞納者情報:保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって滞納者でなくなったことを滞納者情報に反映する必要があるため日次。</u></p> <p><u>・給付業務</u></p> <p><u>・高額療養費等関連情報等:高額療養費等の申請は日々発生するため日次。</u></p>	
<p>36P・47P</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p>	<p>⑧使用方法・情報の統計分析</p> <p>・保険料徴収状況の分析等のため各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</p>	<p>⑧使用方法・情報の統計分析</p> <p><u>・広域連合に提出を行う目的及び決算資料等の区内部事務の目的で各種統計処理を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</u></p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
37～40P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項1～4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 「2. ②対象となる本人の数」と同じ。	委託事項1～4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 「 <u>2. ③対象となる本人の範囲</u> 」 と同じ。	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。
37P・48P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託を行っている。	委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・ <u>オペレーション業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託するものであるが、本委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の実行を指示し、個人番号が印刷された帳票を職員に引き渡すために所定の箱等に整理する業務等が必要であるため、本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める。</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。
38P・49P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・ <u>システムの運用業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託するものであるが、当該委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の修正を行い、また、区の指示により、システム障害時等に障害切り分け確認のため、特定個</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
		<p><u>個人情報ファイル内のデータを確認することが必要となるため、本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める。</u></p>	
<p>39P・50P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・震災時等、区の施設やシステムが甚大な被害を受けた際でもデータ復旧を行うため、定期的に遠隔地へデータを記録した媒体を保管しているが、区保有の区外施設では、当該媒体を保管するために適当な施設が存在しないため、保管業務を専門的に行い、区外に安全性の高い施設を保有している民間業者に委託を行っている。</p>	<p>委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・<u>バックアップデータの遠隔地保管業務は、災害等により区の施設、設備が甚大な被害を受けた場合でも区の保有する重要情報を早期に復旧することを目的として、遠隔地の安全の保たれた専用施設に保管するものである。当該委託では、区担当者がバックアップを記録した可搬媒体を格納する箱に施錠(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない)して引き渡し、箱については受け渡し時に数量の確認を行っていることから、受託者がデータの閲覧、操作等を行う機会はないが、箱内に収納する媒体には特定個人情報が記録されていることから本委託の範囲に特定個人情報の取扱いを含める。</u></p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>
<p>40P・51P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p>	<p>委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・制度改正対応等の大規模なシステム開発に対応する為、専門的な知識を有する</p>	<p>委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ・<u>システムの開発業務は、システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業</u></p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>民間事業者に委託を行っている。</p>	<p>者に委託するものであるが、<u>当該委託では、特定個人情報ファイルを扱うプログラム等の設計・開発・修正等を行うものである。システム開発においては初期不具合等が発生した場合等には、区の指示により、切り分け確認のため、特定個人情報ファイル内のデータを確認する等が必要となることから、本委託の範囲に当該契約に特定個人情報の取扱いを含める。</u></p>	
<p>41P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	<p>移転先1 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第10項)</p> <p>②移転先における用途 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報</p>	<p>移転先1 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例(平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一第10項相当)</p> <p>②移転先における用途 予防接種を受けたことにより疾病にかかり、健康被害救済の支給を受ける者が請求する際の手続</p> <p>③移転する情報 後期高齢者医療の資格情報</p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 上記措置の対象者</p>	<p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 <u>後期高齢者医療ファイルの存在する者の内②に該当する者。</u></p>	
<p>41P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	<p>移転先2 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第16項)</p> <p>②移転先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 医療保険給付関係情報</p>	<p>移転先2 ①法令上の根拠 <u>番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例(平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一第16項相当)</u></p> <p>②移転先における用途 <u>国民健康保険税の減免</u></p> <p>③移転する情報 <u>被用者保険の被扶養者の後期高齢者医療資格喪失年月日</u></p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
42P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	<p>移転先3</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第30項)</p> <p>②移転先における用途 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 医療保険給付関係情報</p>	<p>移転先3</p> <p>①法令上の根拠 <u>番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例(平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一第30項相当)</u></p> <p>②移転先における用途 <u>国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認</u></p> <p>③移転する情報 <u>後期高齢者医療の資格取得年月日、後期高齢者医療の資格喪失年月日</u></p>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。
42P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	<p>移転先4</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第41項)</p> <p>②移転先における用途 老人福祉法(昭和38年法律第61号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>移転先4</p> <p>①法令上の根拠 <u>番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例(平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一第41項相当)</u></p> <p>②移転先における用途 <u>施設入所者の措置に要する費用の徴収事務</u></p>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>③移転する情報 医療保険給付関係情報</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 上記措置の対象者</p>	<p>③移転する情報 <u>本人又はその扶養義務者の後期高齢者医療資格情報</u></p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲<u>後期高齢者医療ファイルの存在する者の内②に該当する者。</u></p>	
<p>43P</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	<p>移転先5</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第63項)</p> <p>②移転先における用途 ・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 医療保険給付関係情報</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 上記措置の対象者</p>	<p>移転先5</p> <p>①法令上の根拠 <u>番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例(平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一第63項相当)</u></p> <p>②移転先における用途 <u>生活保護等の申請に係る事実についての審査</u></p> <p>③移転する情報 <u>後期高齢者医療資格情報</u></p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 <u>後期高齢者医療ファイルの存在する者の内②に該当する者。</u></p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
43P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	<p>移転先6</p> <p>①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一(第68項)</p> <p>②移転先における用途 介護保険法(平成9年法律123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 医療保険給付関係情報</p>	<p>移転先6</p> <p>①法令上の根拠 <u>番号法第9条第2項で規定される庁内連携を規定する条例(平成27年度中制定予定。番号法第9条第1項 別表第一第68項相当)</u></p> <p>②移転先における用途 <u>被保険者の資格喪失の確認</u></p> <p>③移転する情報 <u>後期高齢者医療資格情報</u></p>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。
44P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	<p>移転先7</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第80項)</p> <p>②移転先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報 医療保険給付関係情報</p>	<p>移転先7</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②移転先における用途</p> <p>③移転する情報</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥移転方法 ※広域連合提示のテンプレートに記載される内容を追記。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p>	・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 後期高齢者医療の被保険者</p> <p>⑥移転方法 ・その他欄に「○」 専用線に接続された「標準端末」(区所管外)</p>		
45P 6. 特定個人情報の 保管・消去	①保管場所 契約書の事項	①保管場所 契約書の <u>条項</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。
46P 2. 基本情報	③対象となる本人の範囲 「(1)後期高齢者医療ファイル」の範囲と同じ。	③対象となる本人の範囲 「(1)後期高齢者医療ファイル」の範囲のうち、 <u>住民基本台帳に登録のない者。</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。
46P 2. 基本情報	④記録される項目 その妥当性 1 識別情報:対象者を特定するために記録。 2 連絡先等情報:対象者の世帯情報及び保険料額通知書等の送付先の把握のために記録。	④記録される項目 その妥当性 ・ <u>個人番号:対象者を正確に特定するために記録。</u> ・ <u>その他識別情報(内部番号):</u> <u>(個人コード・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録。(被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録。</u> ・ <u>4情報、その他住民票関係情報:被保険者について、通知及び照会を行うために記録。</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
47P 3. 特定個人情報の 入手・使用	⑧使用方法 住民登録外者の資格・収納 データを作成・保管するため 使用する。	⑧使用方法 <u>区内在住の被保険者が都外 の住所地特例施設に転出した 場合においても、区の資格が 継続する制度のため、この対 象者を住民登録外者として本 ファイルに登録することにより、 被保険者の後期高齢者医療フ ァイルでの資格・収納データを 作成・参照を可能とする。</u>	★区民意見提出手続きによる意見 を踏まえ修正。
56P 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネッ トワークシステム を通じた入手を除 く。)	リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容 リスク1 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容 (記載なし)	リスク1 対象者以外の情報の入手を防 止するための措置の内容 リスク1 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容 ※広域連合提示のテンプレ ートに記載される内容を追記。詳 細「区市町村用テンプレート (広域連合提示)のとおり」	・後期高齢者医療に関する事務の 全項目評価書(案)の作成後に、 広域連合から特定個人情報評価 書の作成における区市町村用テン プレートが提供された。 作成済の評価書において、区とし て区市町村用テンプレートの内容 を反映する必要があると認められ る部分について追記を行った。
56P 2. 特定個人情報の 入手(情報提供ネッ トワークシステム を通じた入手を除 く。)	リスク2 リスクに対する措置の内容 (記載なし)	リスク2 リスクに対する措置の内容 ※広域連合提示のテンプレ ートに記載される内容を追記。詳 細「区市町村用テンプレート (広域連合提示)のとおり」	・後期高齢者医療に関する事務の 全項目評価書(案)の作成後に、 広域連合から特定個人情報評価 書の作成における区市町村用テン プレートが提供された。 作成済の評価書において、区とし て区市町村用テンプレートの内容 を反映する必要があると認められ る部分について追記を行った。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
57P 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。	リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容 ・ <u>入手した特定個人情報について、特定個人情報ファイルに記録されている4情報を目視により後期高齢者医療ファイルが保有する4情報(又はその一部)の突合を行い、正確性の確認を行う。</u>	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。
57P 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 (記載なし)	リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 ※広域連合提示のテンプレートに記載される内容を追記。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」	・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。 作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について追記を行った。
57P 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	リスク4 リスクに対する措置の内容 (記載なし)	リスク4 リスクに対する措置の内容 ※広域連合提示のテンプレートに記載される内容を追記。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」	・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。 作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について追記を行った。
58P 3. 特定個人情報の使用	リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ・個人番号関連事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号関連事務	リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ・ <u>後期高齢者医療事務から参照が行える特定個人情報について、番号法及び番号法第9条第2項</u> で規定される庁内連	★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>以外からの情報の紐付けは行えないよう、ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。</p>	<p><u>携を規定する条例(平成27年中制定予定)で認められた範囲のみしかアクセス(利用)を認めない仕組みをシステム上措置する。</u></p>	
<p>58P 3. 特定個人情報の使用</p>	<p>リスク2 ユーザ認証の管理 〈標準システムにおける措置〉 ・ユーザ認証については標準システムにおいて管理され、広域連合は標準システム情報セキュリティ対策基準により区へその内容を示している。</p>	<p>リスク2 ユーザ認証の管理 ※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p>	<p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。 作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。</p>
<p>58P 3. 特定個人情報の使用</p>	<p>リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 〈標準システム本体における措置〉 ・標準システムのアクセス権限は標準システムにおいて管理され、広域連合は標準システム情報セキュリティ対策基準により区へその内容を示している。</p>	<p>リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 〈標準システムにおける措置〉 ・<u>アクセス権の設定については、広域連合に事前申請し、承認されたシステム管理者(国保年金課長)が行う。</u> ・<u>システム管理者(国保年金課長)は、人事異動情報を得た段階で、広域連合にアクセス権限の発行及び失効について申請し、承認された者についてのみ設定を行う。</u></p>	<p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。 作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
59P 3. 特定個人情報の使用	リスク2 特定個人情報の使用の記録 「杉並区文書等保存基準」 〈標準システムにおける措置〉 ・標準システムにおける特定個人情報の使用の記録については、別途広域連合で評価を行う。	リスク2 特定個人情報の使用の記録 「杉並区文書等保存 <u>年限</u> 基準」 ※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」	・記載誤り。 ・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。 作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。
59P 3. 特定個人情報の使用	リスク4 リスクに対する措置の内容 「資産管理手順」	リスク4 リスクに対する措置の内容 「資産管理 <u>基準</u> 」	・記載誤り。
62P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 「杉並区文書等保存基準」 〈標準システムにおける措置〉 ・別途広域連合で評価を行う。	リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 「杉並区文書等保存 <u>年限</u> 基準」 ※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」	・記載誤り。 ・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。 作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
<p>62P</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>	<p>リスク1</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に遵守し、移転・提供を行うこととしている。</p> <p>・移転については、事前にデータ利用の目的外利用申請の提出を移転先に義務付けており、移転元の審査のうえ、承認・移転を行う。</p> <p>〈標準システムにおける措置〉</p> <p>・別途広域連合で評価を行う。</p>	<p>リスク1・</p> <p>特定個人情報の提供・移転に関するルール</p> <p>・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に<u>規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。</u></p> <p>削除</p> <p>※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p> <p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p> <p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。</p> <p>作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。</p>
<p>62P</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p>	<p>リスク2</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>〈標準システムにおける措置〉</p> <p>・別途広域連合で評価を行う。</p>	<p>リスク2</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p>	<p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。</p> <p>作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
63P 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	リスク3 リスクに対する措置の内容 ＜標準システムにおける措置＞ ・別途広域連合で評価を行う。	リスク3 リスクに対する措置の内容 ※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」	・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。 作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。
65P 7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1 ⑤物理的対策 杉並区文書等管理規定 ・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管では、可搬媒体を格納する箱の施錠(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない)及び可搬媒体受け渡し時は区及び委託業者のあらかじめ定められた者による数量の確認を行い、「荷物搬入出記録簿」への記録並びに記録簿の月次確認を実施することで、受け渡し及び外部保管施設におけるリスクを防止する。	リスク1 ⑤物理的対策 杉並区文書等管理 <u>規程</u> ・災害時データ復旧用のために実施する遠隔地保管では、可搬媒体を格納する箱の施錠(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない)及び可搬媒体受け渡し時は区及び委託業者のあらかじめ定められた者による数量の確認を行い、「荷物搬入出記録簿」への記録並びに記録簿の月次確認を実施することで、受け渡し及び外部保管施設におけるリスクを防止する。	・記載誤り。 ・誤字のため修正。

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
<p>65P</p> <p>7. 特定個人情報の 保管・消去</p>	<p>リスク1</p> <p>⑥技術的対策 (遠隔地保管データへの対策)</p> <p>・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉碎による物理的消去を行った上廃棄する。</p> <p><標準端末における措置></p> <p>・標準端末における技術的対策については広域連合により実施されるため、広域連合で行う標準システムの評価を行う。</p>	<p>リスク1</p> <p>⑥技術的対策 (<u>災害時用データの対策</u>)</p> <p>・<u>災害時データ復旧用のために2週間に一度データ保存を行い、可搬媒体により遠隔地に保管する。</u>可搬媒体の摩耗等により媒体を破棄する場合には、記録面について物理的消去を行った上で廃棄する。</p> <p>※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p>	<p>・記載に誤りがあるため修正。</p> <p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
<p>66P</p> <p>7. 特定個人情報の 保管・消去</p>	<p>リスク2</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>・システム上保有する項目に変更がある場合、即時に変更後の情報に更新されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</p> <p>・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉砕による物理的消去を行った上廃棄する。</p> <p><標準システムにおける措置></p> <p>・別途広域連合で評価を行う。</p>	<p>リスク2</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>・<u>後期高齢者医療ファイルの個人情報</u>は、<u>住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため</u>、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</p> <p>・<u>災害時</u>データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉砕による物理的消去を行った上廃棄する。</p> <p>※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p> <p>・誤字のため修正。</p> <p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。</p> <p>作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
<p>66P</p> <p>7. 特定個人情報の 保管・消去</p>	<p>リスク3</p> <p>消去手順</p> <p>・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。</p> <p>・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に国保年金課からの依頼により、情報政策課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。</p> <p>・住民登録外者等記録ファイルは、各事務における特定個人情報の保存年限が異なるため、削除は行わない。</p> <p>・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄す</p>	<p>リスク3</p> <p>消去手順</p> <p>・<u>杉並区文書等管理規程及び杉並区文書等保存年限基準による保管年限を経過した文書</u>は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。</p> <p>・<u>杉並区文書等管理規程及び杉並区文書等保存年限基準による保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に国保年金課からの依頼により、情報政策課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。</u></p> <p>・住民登録外者等記録ファイルは、各事務における特定個人情報の保存年限が異なるため、<u>削除は行っていないが、国保年金課からアクセス権限を認められた者のみが参照可能とし、参照した場合、操作ログを記録、管理することで悪用リスクを防止する。</u></p> <p>・災害時データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、</p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p> <p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p> <p>・誤字のため修正</p>

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
	<p>る場合には、記録面について粉砕による物理的消去を行った上廃棄する。</p> <p><標準システムにおける措置></p> <p>・別途広域連合で評価を行う。</p>	<p>記録面について粉砕による物理的消去を行った上廃棄する。</p> <p>※広域連合提示のテンプレートに記載される内容に修正。詳細「区市町村用テンプレート(広域連合提示)のとおり」</p>	<p>・後期高齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)の作成後に、広域連合から特定個人情報評価書の作成における区市町村用テンプレートが提供された。</p> <p>作成済の評価書において、区として区市町村用テンプレートの内容を反映する必要があると認められる部分について修正を行った。</p>
<p>68P</p> <p>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	<p>②請求方法</p> <p>指定の様式を定め、書面により開示・訂正・利用停止請求を受け付けている。</p>	<p>②請求方法</p> <p>・指定の様式を定め、書面により、<u>窓口で受け付けている。</u></p> <p>(<u>詳細は、下記 URL もしくは、”2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。</u>)</p> <p>・<u>書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先</u></p> <p><u>杉並区公式ホームページー情報公開等ー自己情報開示等請求</u></p> <p>(<u>URL:http://www2.city.suginami.tokyo.jp/apply/apply.asp?genre=8020&apply=802001</u>)</p>	<p>★区民意見提出手続きによる意見を踏まえ修正。</p>